

公益財団法人神奈川県市町村振興協会国内先進地域調査研究助成金交付取扱要領

第1 この要領は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会国内先進地域調査研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、国内先進地域調査研究助成金の交付に係る事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 助成金の対象となる職員は、原則として調査研究テーマに直接関連する職務に現に従事している職員とするが、テーマの内容により関係部局の職員も対象とすることができる。

2 同一職員は、理事長が特に認める場合を除き2年間に1回限り助成対象とすることができるものとする。

第3 調査研究への参加は、公務として行われるものに限る。

2 参加する市町村職員のすべてが公務としての内部手続きを必ず経ること。
3 理事長は、前項の内部手続きを経た関係書類等の提出を求めることができるものとする。

第4 助成の対象となる経費は、次によるものとする。

- (1) 交通費は、通勤定期区間を除くものとする。
- (2) 宿泊費1泊の助成限度額は、1名につき、1万円とする。
- (3) 調査研究報告書の作成に係る事務費は、印刷に係る消耗品代、資料代、印刷代、郵送代等とする。なお、備品に類したもの（パソコン、カメラ等）は除くものとする。

第5 助成の申請に係る要綱第4条に定める様式第1号の助成金申請書は、代表者が作成し、理事長に提出するものとする。

2 助成金申請書の提出は、原則事業実施の1月前までとする。

第6 要綱第11条に定める報告書は、代表者が作成して理事長に提出するものとする

附 則

この取扱い要領は、平成27年4月1日から適用する。なお、平成13年4月1日から適用の運用基準は廃止する。